

～まちづくりに皆さんの声をお聞かせください～

「市長への手紙」

「市長への手紙」は、より多くの市民の皆さんの声を市政に反映させることを目的とした、手紙による提案制度です。

皆さんからいただいたお手紙は、すべて市長が目を通し、関係部署において内容の調査・検討を行い、市政運営の参考にさせていただきます。

まちづくりについて、日頃、皆さんが考えていること、望んでいることなど、率直なご意見をお寄せください。

* 「市長への手紙」の専用用紙は、切手不要の便せんになっていますので、そのままお近くの郵便ポストに投函できます。

また、次の公共施設にも、専用用紙および投函箱を設置していますので、ご活用ください。

【設置施設】

- ・伊奈庁舎市民窓口課 ・谷和原庁舎市民窓口課 ・伊奈公民館 ・谷和原公民館 ・図書館（本館）
- ・谷井田コミュニティセンター ・小絹コミュニティセンター ・板橋コミュニティセンター
- ・総合運動公園 ・きらくやまふれあいの丘すこやか福祉館 ・ふれあいセンター ・谷和原保健福祉センター

《問い合わせ》市秘書広聴課 ☎ 58 - 2111

この封書を印刷して使用することはできません。

皆さんの声をお聞かせください

つくばみらい市では、市民協働のまちづくりを進めるため、より多くの皆さんのご意見・ご提案を市政に反映したいと考えています。

まちづくりについて、皆さんが日ごろ感じていることをお寄せください。

封筒のつくりかた



●切り取り線に沿って紙面から切り取り、この面が外側になるように中央を折ります。

●あて先を下にして、のりしろを図のように貼り合わせます。

●切手を貼らずそのままお近くのポストへ投函してください。

料金受取人払郵便

3 0 0 8 7 9 0

土浦支店
承認
125

差出有効期間
平成24年3月
31日まで

（切手を貼らずに
お出し下さい）

片庭正雄 行

つくばみらい市長

つくばみらい市福田一九五番地



「市長への手紙」の書き方

1. まちづくりについてのご意見やご提案を、自由にお書きください。
2. ご意見の内容などを適格に把握するため、担当部署より問い合わせをさせていただく場合があります。住所・氏名・電話番号は、支障のない限りご記入ください。
3. ご意見に対する回答は必要に応じて行いますが、次に該当する場合には、返答いたしかねますので、ご了承ください。
 - ・ 匿名の方
 - ・ 特定の個人や団体をひぼう、中傷するもの
 - ・ 営利を目的としているもの
 - ・ 趣旨が不明確なもの など

4. お寄せいただいたご意見などは、プライバシーに配慮し、内容の要旨のみを広報紙などで紹介させていただく場合があります。
5. 「市長への手紙」専用用紙は、平成24年3月31日の消印まで有効です。それ以降に送付されたものについては、受け付けできませんので、ご了承ください。

* 「市長への手紙」は、市ホームページからも送信できます。トップページの「市長の部屋」を参照のうえ、送信してください。

▶ ホームページ：<http://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>



この封書を印刷して使用することはできません。

のりしろ

のりしろ

市長への手紙

(具体的にお書きください)

題名

内容

のりしろ

この線に沿って右側に折りたたんでください

あなたの住所
〒

氏名 男・女 歳

職業 電話番号

のりしろ